

長野オリコミ 折込広告基準

日本新聞協会に加盟する新聞社とその販売店は、折込広告の社会的影響を考慮し「新聞折込広告基準」を設けています。これに基づき、長野オリコミでは下記に該当する折込広告はお取扱い出来ませんのでご了承下さい。

- ① 広告主の所在地、事業所名または責任者名が記載されていないもの。広告主の意図する内容が不明確なもの。
- ② 虚偽誇大な、最高・最大級表現、地域 NO.1 などの表現により事実の裏付けがなく使われているもの。
- ③ せん情的な文言や写真、図案等を使用したもので、青少年に有害とみられるもの。また反社会的な表現の広告。
- ④ 宅地分譲広告で、広告主の所在地、事業所名または責任者名や都道府県知事の登録番号について記載のないもの。分譲地の地番、地目、建ぺい率についての記載のないもの。利用交通機関、最寄り駅名、分譲地から最寄り駅までの距離、時間について正確な記載のないもの。その他の不動産広告で、必要な記載事項が欠けているもの。
- ⑤ 人の募集広告で、広告文中に募集者の従事する職種および求人者の住所氏名等必要な表示事項が明示されていないもの。
- ⑥ 広告文中において名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれがある表現のもの。
- ⑦ 公職選挙候補者が選挙運動期間中に行う文書活動。また選挙運動期間前でも事前運動とみなされるもの。但し、衆参両院議員選挙等で、『公職選挙法』の要件を備えているものは除く。
- ⑧ 病院、診療所、医業、歯科医業やあんま師、はり師、きゅう師、柔道整骨師の広告で、医療法、薬事法の関係法規によって広告が禁止されている事項(その技能、治療方法、適応症)の記載があるもの。
- ⑨ 国際条約、医療法、薬事法、景品表示法、その他国内法規、公正競争規約、知的所有権に違反する広告。
- ⑩ 医薬品等を否定する内容や迷信に類する非科学的なもので、消費者を迷わせたり不安を与える表現のあるもの。
- ⑪ 政治問題について極端な主義主張を述べたものや係争中の問題について一方的な主張を述べたもの。
- ⑫ 新聞や紙面と体裁が類似なもの。また著作権に触れると判断されるもの。
- ⑬ 新聞発行本社および新聞本紙自体の信用や品位を損なうと思われるもの。長野オリコミ、新聞販売店の営業活動に支障、また不利益になると判断されるもの。

以上に限らず判断が難しいものは、諸関係機関の指導を受け、協議により決めさせていただきます。

受付上のご注意とお願い

1. 折込広告の内容は上記の「折込広告基準」によってお願い致します。
2. 受付・納品の締め切りを2日前の午後2時で締め切らせていただきます。
3. 2日前が土・日・祝祭日に当たる場合は1日早まります。なお、お盆や年末年始等連休の際は締切日を変更させていただきます。
4. 折込料金は受付させていただく時点をお願い致します。
5. 新聞店配送後のご解約は固くご遠慮させていただきます。

当社をご利用くださる皆様の身になって、正確な新聞部数により、無駄なく、しかも効率の良い広告活動が出来るよう細心の注意を払ってお取扱いさせていただきます。しかし、新聞の配達部数は毎日変動しており、ご依頼いただいた枚数に多少の過不足が生じることがございます。この点をご理解いただき、ご了承賜りますようお願い致します。